

許 認 可 等 の 内 容	排水設備設置義務の免除に係る許可		
根拠法令及び条項	下水道法第 10 条第 1 項ただし書		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、排水設備の設置義務を免除し、公共下水道（法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。）以外へ下水を排出する許可に係る申請について、次の事項により審査し、決定する。 【許可条件】 1 許可の対象 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの下水のほか市長がやむを得ないと認めた下水（水洗便所及び雑排水は除く。）であること。 2 許可申請 許可を受け公共下水道以外に排出させるために必要な施設、排水設備に係る図面や排出する下水の水質試験成績書その他必要となる書類の添付があること。 3 許可の要件 法第 8 条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 1 項並びに水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年鳥取県条例第 40 号）による基準に適合することとし、特定事業場にあつては、申請下水の 1 日当たりの平均的な排出量が 50 立方メートル以上であること。また、下水の排出先が環境保全上その他の支障がないこと。 4 許可の期間 許可をした日から 3 年を超えないものとする。 5 水質試験 水質試験は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）に基づく方法とし、試験項目は、法第 8 条の規定により適用される基準によること。 6 その他別に定めた本件に係る要綱等の規定による 変更日 平成 13 年 1 月 6 日 変更日 平成 27 年 3 月 1 日			

下水 2 - 2

許 認 可 等 の 内 容	公共下水道の排水施設への物件設置等の許可		
根拠法令及び条項	下水道法第 24 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 公共下水道の排水施設への物件設置等当該行為の必要性、公共下水道事業計画との適合性、公共下水道施設管理上の支障の有無等を総合して審査し、決定する。具体的には、法第 24 条第 2 項の規定に基づき、次の事項等を判断して行う。 1 当該行為の許可申請に係る事項が必要やむを得ないものであること。 2 当該行為は、法施行令第 17 条各号に規定する技術上の基準に適合するものであること。 ここで、法施行令第 17 条第 4 号に規定する「下水の排除に支障を及ぼさないこと」については、次のとおりとする。 (1) 当該行為により下水を排除することとなる区域は、原則として、本市が策定している公共下水道事業の全体計画区域内であること。 (2) 当該行為により下水を排除することとなる区域の一部又は全部が全体計画区域外である場合については、その区域が公共下水道管渠に沿接する区域であり、かつ、流入施設から排除される下水の量が公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないものであること。 3 当該行為が上記 1 及び 2 以外のものであっても、公益上やむを得ぬ相当の理由があるときは、公共下水道の施設能力に支障を及ぼさない範囲内で、許可することがある。 ここで、公益上やむを得ぬ相当の理由は、おおむね、次に掲げるとおりとする。 (1) 公共性が高いこと。 (2) 地域の環境が改善されること。 (3) 公共用水域の水質が保全されること。 (4) その他これらに類する理由と認められるもの 参 考 当該行為が都市計画法第 32 条の規定による公共施設の管理者の同意を得た開発行為として施工されるものについては、本条の許可を受けたものとみなし、改めて、許可の申請をする必要はない。			

許認可等の内容	公共下水道の排水施設への物件設置等の変更の許可		
根拠法令及び条項	下水道法第 24 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「公共下水道の排水施設への物件設置等の許可」の審査基準を準用する。 参 考 当該行為が都市計画法第 35 条の 2 第 4 項の規定により準用することとされている同法第 32 条の規定による公共施設の管理者の同意を得た開発行為として施工されるものについては、本条の許可を受けたものとみなし、改めて、許可の申請をする必要はない。			

許認可等の内容	都市下水路への物件設置の許可		
根拠法令及び条項	下水道法第 29 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	
標準処理期間		設定日	
審査基準及び標準処理期間を設定しない理由 都市下水路については、昭和 47 年 1 月 29 日付けで「緑町都市下水路」を「公共下水道立川雨水 3 号幹線」に転用（認可）し、以来、「都市下水路」の指定をしていない。 また、現在のところ、指定の予定もない。 したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得えないので、審査基準は設定しない。			

下水 2 - 5

許認可等の内容	都市下水路への物件設置の変更の許可		
根拠法令及び条項	下水道法第 29 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	
標 準 処 理 期 間		設 定 日	
審査基準及び標準処理期間を設定しない理由 都市下水路については、昭和 47 年 1 月 29 日付けで「緑町都市下水路」を「公共下水道立川雨水 3 号幹線」に転用（認可）し、以来、「都市下水路」の指定をしていない。 また、現在のところ、指定の予定もない。 したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得えないので、審査基準は設定しない。			

下水 2 - 6

許認可等の内容	公共下水道の暗渠に物件を設けることの許可		
根拠法令及び条項	下水道法施行令第 17 条の 2		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
審 査 基 準 公共下水道の暗渠に設けることのできる当該物件の許可については、その必要性、公共下水道施設管理上の支障の有無等を総合して審査し、決定する。具体的には、以下の事項等を判断して行う。 1 当該物件の設置が必要やむを得ないものであること。 2 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。 3 電線等を設置する暗渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。 4 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が円滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。 5 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。 6 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。こと。 7 その他公共下水道管理上支障とならないものであること。			
変更日 令和 5 年 6 月 6 日			